

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市真嘉比遊水地多目的広場 公園内行為の許可申請		
根拠法令及び条項	那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例 第6条		
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成16年6月30日 (那覇市真嘉比遊水地多目的 広場条例制定日)	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(3日) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成16年6月30日 (那覇市真嘉比遊水地多目的 広場施工規則制定日)	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 公園管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

那覇市真嘉比遊水地多目的広場条例 第6条

(使用許可)

第6条 中池広場又は下池広場を独占して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、多目的広場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。